第１章　保存活用計画の目的と対象

１－１．計画の目的

水郷柳河は、近代日本を代表する詩人北原白秋の作品の源泉となった水景であり、風致景観が優秀であることから、平成 27（2015）年３月 10 日に名勝に指定された。指定地は、旧柳川城下町に広がる掘割・北原白秋生家・白秋作品に描かれた神社境内・並倉からなる。

城下町の掘割はかつて荒廃し暗渠化も検討されたが、官民挙げての取組みにより再生を果たした。また、白秋生家・三柱神社も社会環境の変化及び災害等による課題を克服し、現在まで継承されている。掘割を守り育てる取組みは、農業・景観・観光等の多分野にわたるものであると同時に、掘割の持つ機能・観賞美、都市の中のアメニティ等の様々な役割を多面的に支えるものであり、行政・地域団体・地住民等の様々な主体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しつつ行うものである。本計画は、そのような取組み・施策を文化財保護の分野から定めようとするものであり、名勝に指定されていることから観賞対象としての観点を特に重視して保存・活用の施策を定めるものである。

名勝水郷柳河の指定地は、いずれも市民の手により守られ、それぞれが柳川市の象徴の一つとなり、名勝指定の背景となったものである。一方で、それらはいずれも市民生活と深く多様な関わりを持っている。したがって、名勝指定地における行為規制・管理行為、将来にわたる復旧（修理）・修景・活用の施策について、基本的かつ具体的な方針・方法を定め、それらを市民の間で広く共有することが望まれる。

今後は、名勝水郷柳河の保存・活用を通じ、「水と人とまちが輝く」まちづくりを展望することが重要である。そのため、名勝の本質的価値と構成要素を明確化し、名勝の保存を円滑化するための方針・方法を示すとともに、地域づくりに資するための名勝の活用の方針・方法を示すことを目的として、名勝水郷柳河保存活用計画（以下「計画」又は「本計画」という）を策定する。

１－２．計画策定の経緯

（１）検討体制

計画の策定にあたっては、名勝の保存・活用に関する方針・方法への助言を求めるために、「柳川市名勝水郷柳河保存活用計画策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置し、２か年にわたり多面的な検討・審議を行った。

策定委員会の委員は、建築・土木・造園・文学の学識経験者をはじめ、市民団体会長、関係地区の行政区長会長、柳川市の代表者に委嘱した。事務局は、文化庁及び福岡県教育庁の指導の下に、柳川市教育委員会教育部生涯学習課が担当した。

①関係機関との情報共有体制

本計画の策定にあたっては、計画に定めた事項を実際に進めていくプロセス自体が重要であるため、柳川市の関係部局をはじめ、関係機関、市民・事業者・関係団体等の様々な主体が相互に関わりあいながら検討を進めた。とりわけ学識経験者・地元関係者・行政関係者からなる調査・審議機関として策定委員会を設置し、市民参加プログラムの実施による市民意見の収集等を行うとともに、庁内・関係機関・文化庁・福岡県等とも情報を共有しつつ、より多角的な視点をもった計画となるよう議論を深めた。

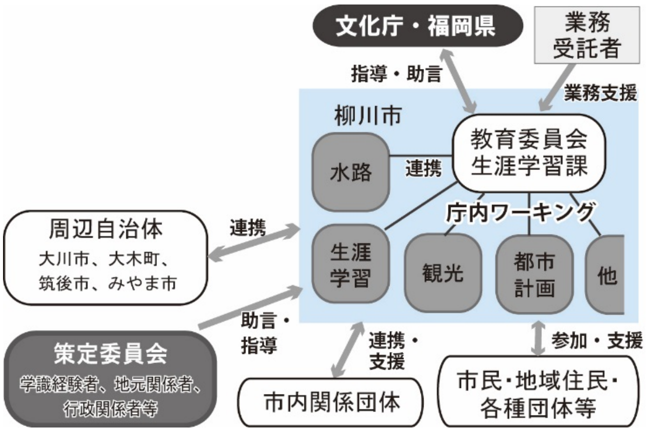

図 1-1　庁内外における情報共有体制

②庁内における連携

計画に定めた事項を円滑に実施していくためには、文化財の担当だけでなく、構成要素の管理施策及び周辺での各種施策を担当している柳川市関係部局の協力が不可欠である。また、名勝水郷柳河を地域の教育・生涯学習、観光等の様々な分野の施策に活用していくため、関係部局の係長級の会議である「庁内ワーキング会議」を実施し、以下のとおり横断的な連携に努めた。

平成 29 年度（2017）には、名勝水郷柳河の現状・課題及び策定委員会における指摘事項等を共有し、今後の検討に向けての意見を収集するために、庁内ワーキング会議を開催した。

平成 30 年度（2018）には、名勝水郷柳河の保存・整備・活用に関する具体的事項を検討するために、策定委員会と庁内ワーキング会議を交互に開催することにより、緊密な情報共有及び検討に努めた。

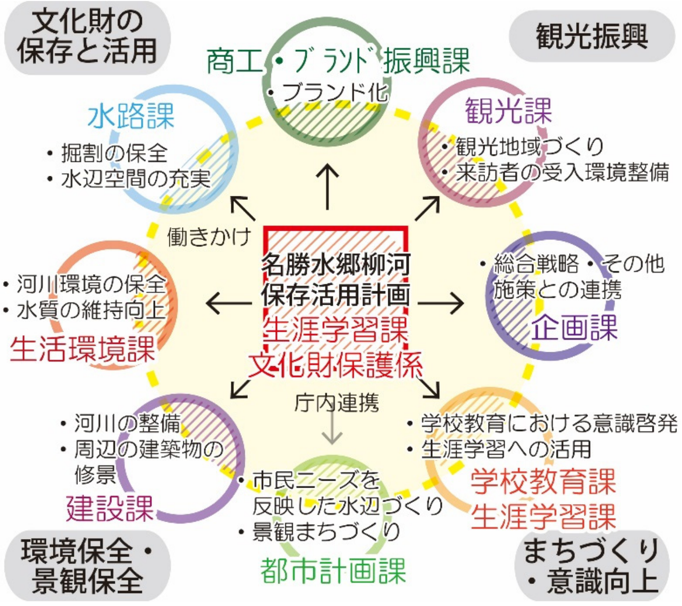

図 1-2　庁内外における連携イメージ

③策定委員会委員組織

策定委員会の委員・オブザーバー・事務局は、以下に示すとおりである。

【策定委員会委員】

	氏名	所属		専門
委員長	菊地 成朗	学識経験者	九州大学大学院人間環境学研究院教授	住居計画学
副委員長	田中 尚人	学識経験者	熊本大学政策創造研究教育センター准教授 柳川市景観審議会委員	土木計画学
	成松 宏 酒見 勇次	行政 行政	柳川市副市長（H30.3.31 まで） 柳川市副市長（H30.4.1 から）	行政 行政
委員	松岡 高弘	学識経験者	有明工業高等専門学校創造工学科教授	建築史
	横尾 文子	学識経験者	佐賀女子短期大学名誉教授	比較文学
	本中 眞	学識経験者	前内閣官房内閣参事官 元文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	造園学
	立花 民雄	市民団体	水の会会長	水環境
	下川 稔雄 渡邊 正博	行政区 行政区	柳河地区行政区長会長（H30.3.31 まで） 柳河地区行政区長会長（H30.4.1 から）	曙町行政区長 横山町行政区長
	中川 辰藏	行政区	城内地区行政区長会長	本町南行政区長
	金子 準	行政区	矢留地区行政区長会長	札の辻行政区長

【オブザーバー】

	氏名	所属	
1	青木 達司	文化庁	文化庁文化財部記念物課文化財調査官（H30.9.30 まで） 文化庁文化財第二課名勝部門文化財調査官（H30.10.1 から）
2	正田 実知彦 松本 将一郎	福岡県 福岡県	福岡県教育庁総務部文化財保護課（H30.3.31 まで） 福岡県教育庁教育総務部文化財保護課（H30.4.1 から）

【事務局】

	氏名	所属	
1	日高 良 沖 毅	柳川市 柳川市	柳川市教育委員会教育長（H30.3.31 まで） 柳川市教育委員会教育長（H30.4.1 から）
2	田尻 主範	柳川市	柳川市教育委員会教育部長
3	袖崎 朋洋	柳川市	柳川市教育委員会教育部生涯学習課長
4	堤 英幸 本吉 尊	柳川市 柳川市	柳川市教育委員会教育部生涯学習補佐兼文化財保護係長（H30.3.31 まで） 柳川市教育委員会教育部生涯学習補佐兼文化財保護係長（H30.4.1 から）
5	堤 伴治	柳川市	柳川市教育委員会教育部生涯学習課文化財保護係
6	橋本 清美	柳川市	柳川市教育委員会教育部生涯学習課文化財保護係

（敬称略）

（2）策定委員会の開催経過

策定委員会の開催経過及び各回における議事は、以下に示すとおりである。

■第１回策定委員会開催概要

日　時　　平成 29 年（2017）９月 22 日（金）10 時～12 時

【協議内容】

（１）事業の目的・概要・組織・スケジュール

（２）名勝の本質的価値の把握及び構成要素の整理

（３）調査計画

■第２回策定委員会開催概要

日　時　　平成 30 年（2018）６月 29 日（金）10 時～12 時

【協議内容】

（１）名勝の価値

（２）構成要素の整理

（３）現状と課題

■第３回策定委員会開催概要

日　時　　平成 30 年（2018）10 月３日（水）14 時～16 時半

【協議内容】

（１）基本理念、方針

（２）保存管理

■第４回策定委員会開催概要

日　時　　平成 31 年（2019）１月 28 日（月）14 時～16 時半

【協議内容】

（１）活用

（２）整備

（３）運営及び体制

（４）今後の方向性

■第５回策定委員会開催概要

日　時　　平成 31 年（2019）２月 28 日（木）14 時～16 時半

【協議内容】

（１）パブリックコメント等の報告

（２）計画内容の承認

（３）市民参加の取組みの概要と経過

名勝水郷柳河の指定地である掘割・神社は、築造時から現在に至るまで、柳川の人々の生活を支え、人々に手入れされることにより引き継がれてきた。計画策定においては、今後の保存・活用の重要な担い手となる地域住民への周知を図るとともに、名勝水郷柳河の本質的価値や将来像を共に考え、幅広い意見を取り入れながら、より実情に即した計画とするために市民参加プログラム及びワークショップを開催した。

スタートアップとして市民参加プログラムを実施したのち、地域の自治会・水環境の保全等に取り組む団体等へのヒアリングを通し、今後の名勝水郷柳河のあり方について市民と共に検討を深めた。以下に実施概要を示す。

■市民参加プログラム

日　時　　平成 30 年（2018）６月 24 日（日）

テーマ：『市民がつくる「新・水の構図」』

・まち歩き、写真撮影

・「新・水の構圖」巨大マップづくり

■市民ヒアリング

日　時　　平成 30 年（2018）12 月 16 日（日）

テーマ：『水郷柳河の将来像を描く』

・水郷柳河の将来像

・将来像の実現に向けてできること

１－３．計画の対象

（１）計画の対象

本計画は、主として文化財保護法に基づき名勝に指定されている区域を対象とする。ただし、図 1-3 に示す「追加指定を目指す区域」については、今後、追加指定に必要な調査研究及び現状把握を行う。

また、計画の後半では、保存施策とともに実行していくべき活用施策について述べるが、それらの対象は計画対象と一体となって風致景観を形づくる周辺にまで波及するものである。その場合の対象の考え方については、本節（２）において述べる。

名勝『水郷柳河（すいきょうやながわ）』
■指定日：平成 27 年（2015）３月 10 日
■指定地：福岡県柳川市沖端町 55 番地 1 外 125 筆地等、184,291.88 ㎡
主に「柳河」「城内（御家中）」「沖端」の範囲内の河川、水路及び 4 件の施設
（北原白秋生家、並倉、三柱神社、沖端水天宮）

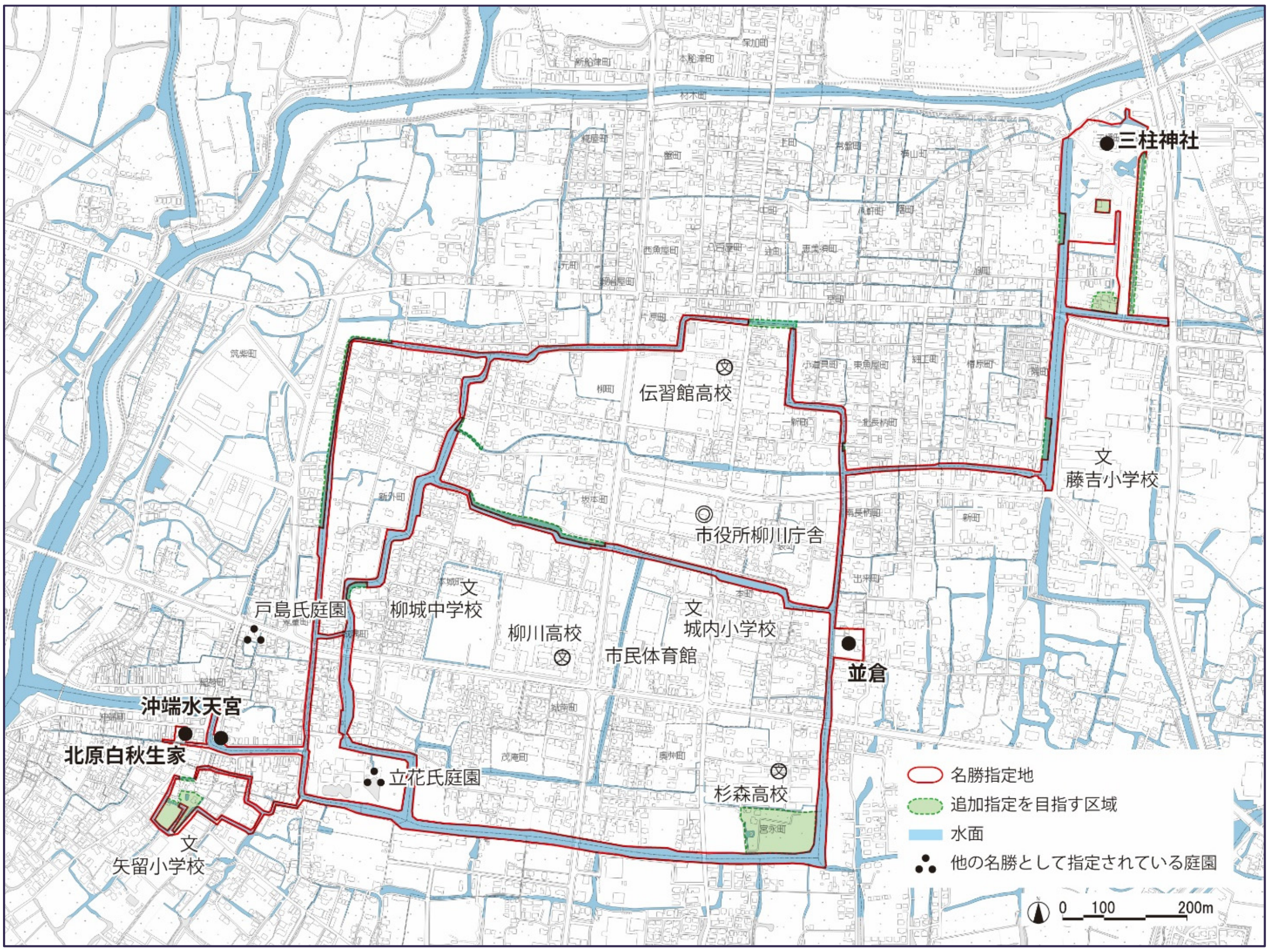

図 1-3　名勝指定地

（２）本計画における「保存」と「活用」の対象

本計画における「保存」の対象は、名勝の指定地であり、原則として指定地内に所在する構成要素とする。指定地内の現状を変更する行為については、文化財保護法に基づく許可・申請が必要となる。また、指定地内の構成要素については、保存のための日常的な維持管理及び復旧（修理）等の事業を行っていくものとする。保存の方針・方法については第６章に、保存のための整備の方針・方法については第８章の前半に、それぞれ整理した。

一方で、「活用」の対象となるのは、掘割の水面と一体となって風致景観を形づくる区域であり、上記した「保存」の対象の周辺にまで広がる柳川の市街地の全域である。第５章 5-1（p.67）の基本理念においても示すように、名勝水郷柳河の本質的価値を支えるものの一つは人々と水辺との関わりであり、民有地・公有地の双方において、水辺に暮らし、関わりあうためのハード・ソフト両面の取組みを実施していくものとする。活用に関する考え方及びソフト面の取組みについては第７章に、活用に関するハード面を中心とした整備については第８章の後半に、それぞれ整理した。

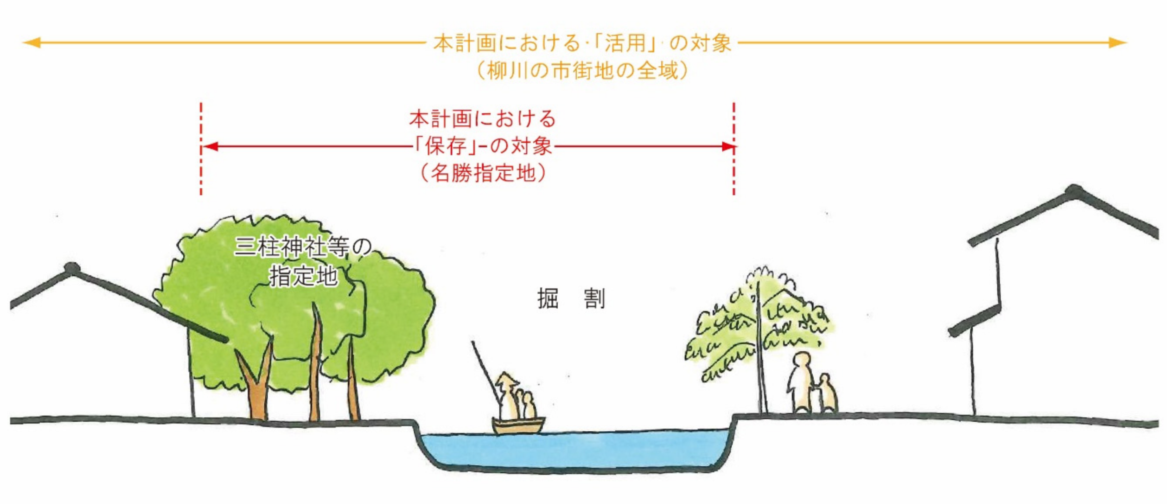

図 1-4　保存・活用の対象区分の模式図

１－４．関連法令と関連計画

（１）関連法令

名勝水郷柳河の適切な保存・活用を行うためには、関連法令の枠組みでは必ずしも風致景観の保護が十分でないと考えられる開発等の行為を把握し、本計画において現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に関する取扱基準を定めることにより適切な対応措置を講ずることが必要である。さらには、名勝指定地の周辺における景観を保全していくため、追加的に景観誘導の措置を講ずることも考えられる。

各関連法令の概要は、表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1　各関連法令の概要

条例名	制定年	概要
柳川市掘割を守り育てる条例	平成 10 年（1998）	○適用区域：柳川市全域 ○５月第４日曜日を「掘割の日」と定める ○水環境保全に関する基本的施策 ・水質の保全 ・流水の確保 ・水性の確保 ・緑の保全と創造 ・景観の保全と創造（生垣の緑化、護岸は可能な限り自然石石積み・詰め杭等を利用） ・公共的施設の整備 ・水環境管理体制の整備促進 ・環境教育の振興 ・市民活動の推進 ・情報の提供 ・財政上の措置 ・関係行政機関との連携 ○掘割を生かしたまちづくり審議会　等
柳川市景観条例 柳川市景観条例施行規則	平成 24 年（2012）	○景観計画区域：柳川市全域 ○景観形成重点地区として「城堀周辺地区」及び「旧城下町地区」を指定 ○地区ごとの景観形成方針及び機関形成基準を設定
柳川市用排水路管理条例 柳川市用排水路管理条例施行規則	平成 17 年（2005）	○全市の水路 ○許可申請が必要な行為 ・水路に工作物を新築又は改築すること ・水路の埋立て及び付替工事をすること ・その他市長が必要と認める行為 ○許可基準（※施行規則） ・橋梁の幅員は４ｍ以下 ・暗渠は原則として許可しない　等
柳川市クリーン条例 柳川市クリーン条例施行規則	平成６年（1994）	○不法投棄の禁止 ・何人も、以下の場所に、空き缶、吸い殻等をみだりに投棄してはならない。 －他人が占有し、又は管理する土地 －道路、河川、水路、公園その他の公共の場所
柳川市観光地区建築条例 ※建築基準法第 49 条第１項／特別用途地区	平成 17 年（2005）	○柳川都市計画観光地区：沖端周辺における商業地域（7.0ha） ○観光地区内に建築してはならない建築物 ・マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックスなど

（２）関連計画

整備・活用においては、福岡県・柳川市の関連計画との整合を図りながら、市全体のまちづくりにおいて、名勝水郷柳河の保存・活用が何に貢献していくべきなのかを見定め、名勝の水辺の風致景観を基盤とした柳川のまちづくりへと展開を図っていくものとする。

各関連計画では一様に掘割等に言及しており、市の施策における掘割の重要性は共通の土台ともなっている。したがって、個々の計画に基づく施策は、本計画に定める事項とも一体となって、総合的に実施していくとの観点が重要である。

各関連計画の概要を以下に示す。

■柳川市第２次総合計画 まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 29 年（2017）６月）

「水と人とまちが輝く　柳川」を将来像とし、掘割を活かしたまちづくりを目指す柳川市の大きな指針を示している。水郷柳川の風情や快適さに共感し人を惹きつけるまちづくりを目指すため、「水郷情緒が楽しめるこだわりの空間づくり」及び「掘割を活かしたこだわりのイベントの実施による市民満足度の向上」等を掲げている。平成 27 年度（2015）に策定した「柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包括した計画であり、総合戦略を総合計画の前期基本計画として位置づけている。

■柳川市文化的景観保存活用計画（平成 20 年（2008）３月）

全国に類をみない柳川市の水郷景観を、柳川固有の風土・歴史・営みがつくる文化的景観と捉えている。水郷景観の保存管理と市民生活による利活用に関する方向性について検討し、景観行政との連携を図りつつ文化的景観の保存・活用に係る方針・方法を策定した。文化財保護法に基づく重要文化的景観は、景観法に定める景観計画区域又は景観地区内の文化的景観の中から選定できるという要件が存在したことから、この計画では文化財保護法と景観法の双方から水郷景観の保存・活用に臨むことの重要性を示した。

■柳川市都市計画マスタープラン【改訂版】（平成 28 年（2016）12 月）

「水と人とまちが美しい　水郷柳川」を柳川の将来像とし、「柳川の命である水が美しい」、「様々な人々のふれあいが美しい」、「暮らしやすさと美しい風景が調和したまちが美しい」、「市民が誇れる個性に満ちた水郷柳川」を目指している。柳川市の魅力は、水と緑、農の営み、大都市にはない自然環境に恵まれた住環境であると捉え、つながりのある豊かな水と緑の中で、歴史と文化が息づく快適な環境と美しい景観づくりを目指している。中でも先人の知恵と技術により継承されてきた掘割は、柳川の象徴であるとしている。地域の中における役割に応じた整備を行い、治水・利水・浄化の機能を維持するとともに、豊かな水環境を守り育て、水の環境を活かした都市づくりを目指すこととしている。

■柳川市環境基本計画（平成 22 年（2010）３月）

「自然環境の保全」及び「まちの景観や文化財の保全」などを基本施策とし、豊かな自然環境の保全及び希少野生生物の保護などに取り組むこととしている。特に「掘割環境保全」は重点施策の一つに挙げ、「掘割を生かしたまちづくり行動計画」に掲げた各施策を支援し取り組んでいくこととしている。

■柳川市景観計画（平成 24 年（2012）３月）

基本理念を『「ゆつら～っと」柳川時間の流れる風景づくり』とし、長い時間をかけて形づくられてきた自然とその上で育まれた歴史・文化と調和した暮らしの時間が流れる風景という財産を、「守り」、「整え」、「生かし」、「育む」としている。

また、エリア・地区ごとの景観形成方針と景観形成基準を設定し、具体的な景観形成方策を提示している。

図 1-5 は、名勝水郷柳河の指定地と柳川市景観計画による景観計画区域の区分との関係を図示したものである。景観計画では掘割の護岸から両側 20mの区域を「城堀周辺地区」として景観形成の基準を定めている。

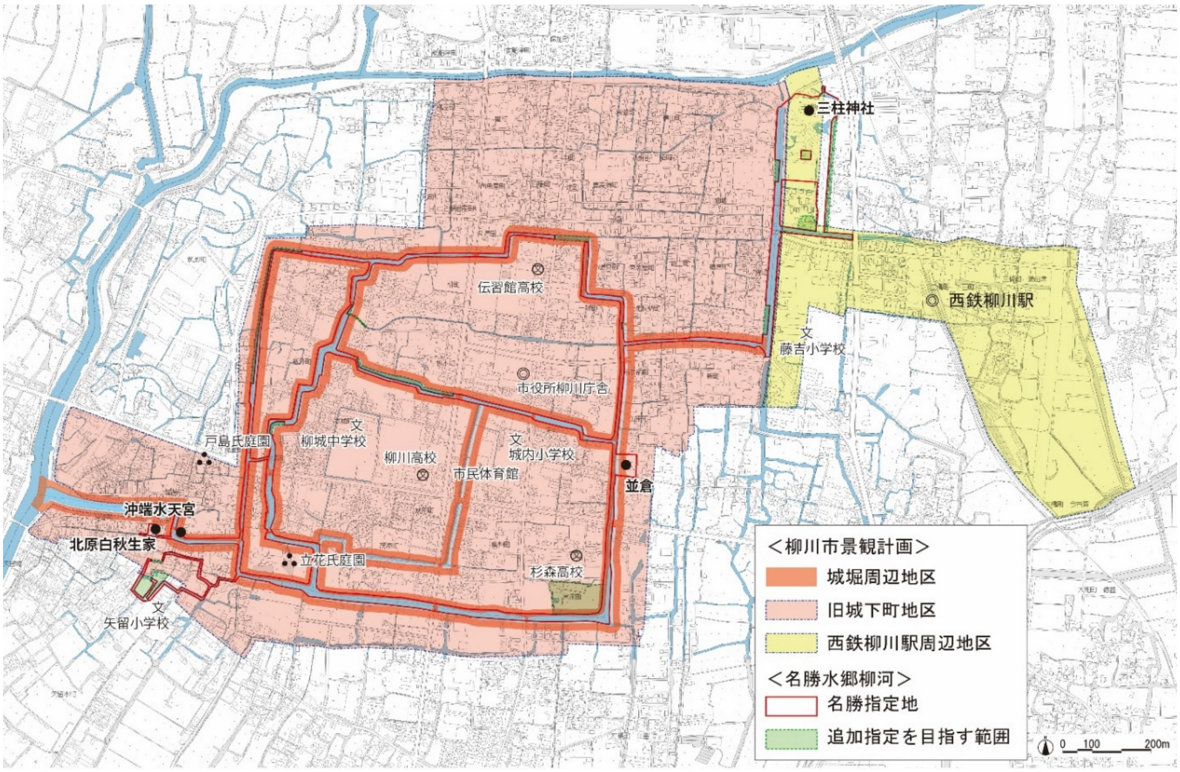

図 1-5　名勝指定地及びその周辺の景観計画区域の区分

表 1-2　景観計画区域ごとの届出対象行為の基準

対象行為 ＼ 届出対象の範囲		中心市街地エリア		
		城堀周辺地区	旧城下町地区	西鉄柳川駅周辺地区
①建築物の建設等		すべての建築行為	高さ 10m以上、又は延床面積 500 ㎡以上	
②工作物の建築等	塔状工作物類、遊戯施設類	すべての建設行為	高さ 10m以上（ただし電柱を除く）	
	製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫等	すべての建設行為	高さ 10m以上、又は築造面積 500 ㎡以上	
	垣、柵、塀、擁壁等	すべての建設行為	高さ２m以上（柵や擁壁が複合している場合はその合計の高さとする。）	
	橋梁等	すべての建設行為	延長 20m以上	
	自動販売機、ごみ集積場、汲水場	すべての建設行為		ー
	水門、樋管、農水設備等	すべての建設行為		
③開発行為		すべての建設行為	行為に係る土地の面積の合計が 1,000 ㎡以上	
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		すべての建設行為	行為に係る土地の面積の合計が 500 ㎡以上	
⑤木竹の伐採		川下りコース沿線における木竹の伐採（通常の管理行為、軽易な行為および非常災害のため必要な応急処置として行う行為は除く	ー	
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 ㎡以上、又は堆積の高さ４m以上のもの		
⑦特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移転又は色彩等の照明方法の変更		

■掘割を守り育てる行動計画（平成 26 年（2014）３月）

この行動計画は、柳川市の各部局で個別に行われてきた事業と市民・事業者等が行ってきた事業・活動を総括的に捉え、同じ方針の下に、連携して掘割を守り育てていくことを目的としている。平成 19 年（2007）に施行された「柳川市掘割を守り育てる条例」を総合的かつ体系的に推進し、柳川市・市民・事業者等が実施するソフト・ハード全ての施策を一体化させ、より実効性のあるものにすることを目指した計画となっている。また、第１次柳川市総合計画の重点プロジェクト「自然と共生のプロジェクト」に即した行動計画として位置づけている。

■柳川市観光振興計画（平成 21 年（2009）３月）

「魅力的な地域づくり」を基本方針の一つに掲げ、その施策展開として「統一的な景観形成」を挙げている。いつまでも住み続けたいと思えるような、訪れた人々が魅力を感じるような、個性あるまちづくりを目指すこととし、掘割や川下りの活用を示している。

■第２次柳川市地域ブランド戦略構想（平成 26 年（2014）４月）

柳川ブランドの合い言葉「よかばんも～柳川」を基本として、計画期間である５年間の取組み方針を「育み　つくり　つながる」と設定。人づくり、ものづくり、地域づくり、情報発信・ファンづくりの４つの基本方針及びそれに基づく５年間の重点プロジェクトを設定している。平成 31 年（2019）３月構想期間終了。

■柳川市歴史的建造物保存活用計画（平成 23 年（2011）３月）

柳川市固有の財産である歴史的建造物等の保存活用推進や歴史的環境の維持向上を図るため、主に旧城下町の武家住宅である十時家住宅及び渡辺家住宅の保存活用計画を示している。

（3）関連法令・関連計画と本計画の関係

本計画は、柳川市の上位計画である総合計画、及び関連計画である都市計画マスタープラン・「柳川市景観計画」・「掘割を守り育てる行動計画」・「柳川市観光振興計画」などに基づき、既に様々な分野において水と暮らしに関する多様な施策を展開していることから、それらの既往の計画・事業との整合性を図りつつ策定した。

特に関連の深い計画としては、平成 20 年（2008）３月に策定した「柳川市文化的景観保存活用計画」がある。文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定に向けた基礎条件の整理を行っており、本名勝の指定にもつながる基礎資料となっている。

各関連法令及び関連計画の概要は、表 1-3 に示すとおりである。

表 1-3　各関連法令及び関連計画の概要

区分	法令	上位関連計画	目的	本計画に関連する内容
まちづくり	柳川市総合計画条例（柳川市）	第２次柳川市総合計画	市のまちづくりの大きな指針を示すもの	「水と人とまちが輝く　柳川」を将来像とし、掘割を活かしたまちづくりの方向性を示している。
	まち・ひと・しごと創生法	柳川市まち・ひと・しごと創生総合戦略	的確な人口見通しを立て、適切な施策を戦略的に実施するもの	市民の満足度向上と定住人口増加につなげるため、掘割の保全や川下りコースの景観向上の方向性を示している。
	掘割を守り育てる条例（柳川市）	掘割を守り育てる行動計画	掘割の維持･継承、掘割を生かしたまちづくりに向けた市民意識の醸成	市、市民、及び事業者によるまちづくり推進の責務と、「掘割の日」の設置
都市計画	都市計画法	柳川市都市計画マスタープラン	都市の将来あるべき姿を定め、必要な規制、誘導、整備を行うもの	計画範囲は、第１種及び第２種中高層住居専用地域及び、商業地域である。
文化財	文化財保護法 福岡県文化財保護条例（福岡県） 柳川市文化財保護条例（柳川市）	－	国、県、市指定の文化財について保存及び活用のため必要な措置を講じるもの	名勝指定地及び周辺において、立花氏庭園、戸島氏庭園、柳川城址等が文化財に指定されている。
		柳川市文化的景観保存活用計画	干満の差の大きな有明海に注ぐ矢部川の下流域において、河川と水路とともに暮らす人々の営みによって成立してきた景観の保存活用を図るもの	第１編において、北原白秋の目を通してみた柳川の水郷景観調査の成果を取りまとめ、第３編において水路網の景観の保全、水のある生活の発見と継承の方向性を示した。
		柳川市歴史的建造物保存活用計画	本市固有の財産である歴史的建造物等の保存活用推進や歴史的環境の維持向上を図るもの	歴史まちづくりの基本方針を示し、特に旧城下町の武家住宅である十時家住宅及び渡辺家住宅の保存活用計画を示している。
景観	景観法 柳川市景観条例（柳川市）	柳川市景観計画	美しい水の巡る柳川らしい景観を守り育てるために必要な措置を講じるもの	市全域を景観計画区域とし、中心市街地エリアの城堀周辺地区･旧城下町地区･西鉄柳川駅周辺地区において重点地区としての基準を示している。
水路	河川法	－	河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生防止、河川の適正利用･維持を図るもの	本計画においては、河川法を踏まえ、水路の適正な維持・管理に向けた方針を定める。
	用排水路管理条例（柳川市）	－	水路管理の適正化	
	クリーン条例（柳川市）	ˆ	空き缶、吸い殻等の散乱防止	
	準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例	－	河川管理施設、許可工作物の構造について河川管理上必要とされる技術的基準を定めるもの	
観光	柳川市総合計画条例（柳川市）	柳川市観光振興計画	観光地域づくりを計画的・戦略的に展開し、地域の活性化を図るもの	掘割や川下りの活用が謳われている。
	観光地区建築条例（柳川市）	－	観光地区（筑後中央広域都市計画観光地区）内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めることで、環境の維持及び整備を図るもの	沖端地区の一部が観光地区に指定され、環境を害するおそれのあるパチンコ店、カラオケボックスなどの建築が制限されている。

1－5．計画の構成

計画の構成は以下のとおりであり、それらを図示したものが図 1-6 である。

第 1 章及び第 2 章では計画の前提条件となる計画の目的と対象、柳川市及び名勝水郷柳河の概要を示し、第 3 章では名勝水郷柳河の本質的価値及びその構成要素・諸要素を整理した。

第 4 章では現状を踏まえ、保存・活用にあたっての課題を整理したうえで、第 5 章において名勝水郷柳河の目指すべき姿を基本理念・基本方針として示した。

第 6 ～ 9 章は計画編として、基本理念・基本方針を実現するための保存・活用・整備の方針・方法、それらを運営するための体制について示した。

第 10 章では、計画の運用に向けた今後の方向性について整理した。

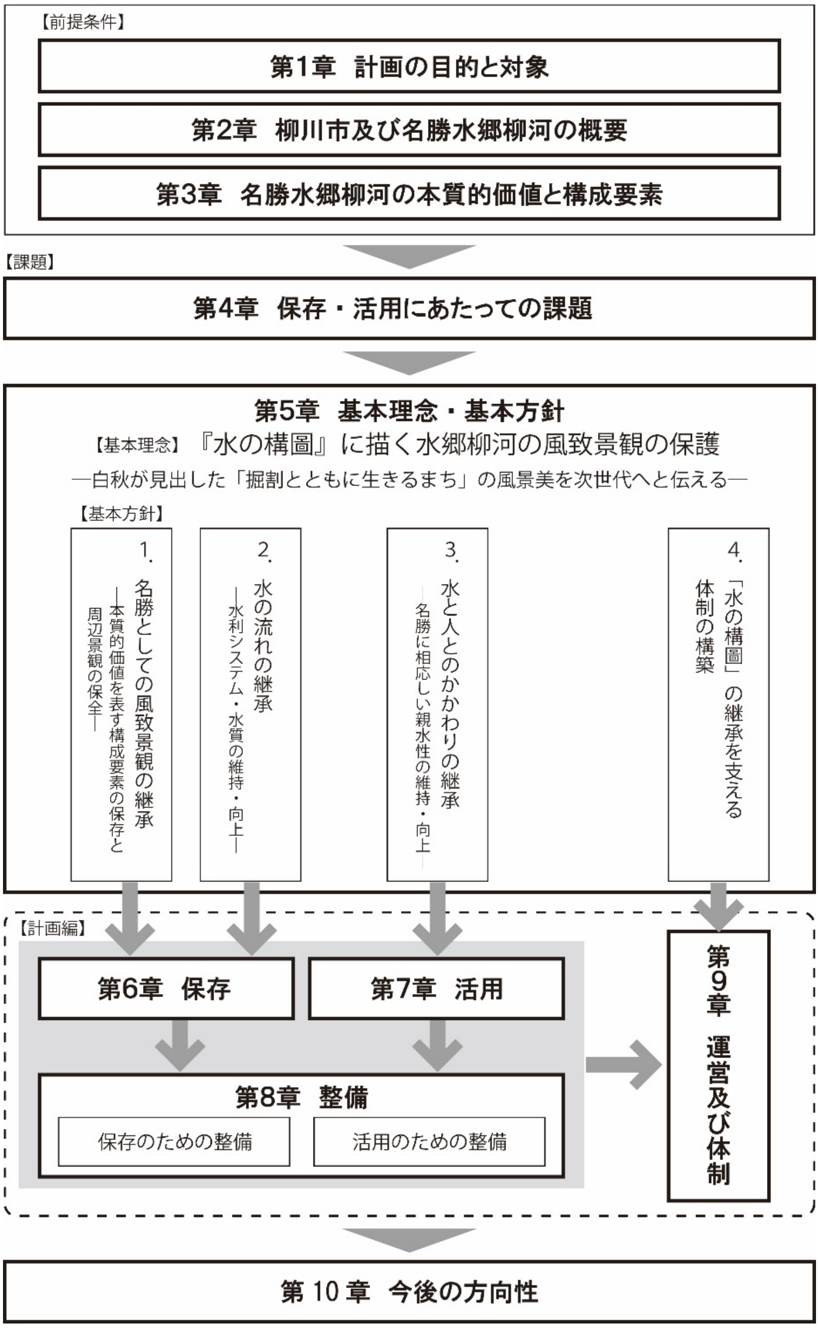

図 1-6　計画の構成

１－６．計画の実施

本計画は、平成 31 年（2019） 4 月 1 日に発効する。

なお、今後 10 年程度を目途に、地域の実状及び社会情勢の変化等に対応できているかを考慮し、必要に応じて計画の内容を見直すものとする。